

質問回答書

業務名：金武町複合庁舎建設基本設計業務

No	質問事項	回答
1	・基本設計後に発注される実施設計及び工事監理業務の際に、基本設計受注者は入札等に参加可能でしょうか。	・基本設計受注者に対する、その後に行う実施設計業務等に参加制限は設けない予定です。
2	・基本設計完了後、実施設計及び工事監理業務の発注方法をどのように考えているか教えてください。（基本設計受注者による随意契約になるのか、従来通り指名入札方式か、一般競争入札など）	・現段階で発注方法は決定しておりません。
3	・JVで参加する場合、様式1の参加表明書ならびに様式7の技術提案書、様式1・2の受領書の余白欄等にJV名を記載する必要がありますか。ある場合、「提出者」を「代表者」に書き換える必要がありますか。	・余白欄等にJV名をご記載ください。提出者を代表者に書き換える必要はありませんが、提出者名は代表企業名での提出としてください。
4	・JVで参加する場合、様式2の「事務所の業務実績」ならびに様式3の「専門分野別技術職員数・資格」は代表者のみ提出でよろしいですか。それとも構成員ごとに提出が必要ですか。	・様式2について・・・代表企業又は構成員の業務実績の同種業務を優先して記入してください。詳細については、実施要領P7「11. 提出書類の記入上の留意事項」(2)をご参照ください。 ・様式3について・・・当該業務のJV構成員事務所に予定しているところの職員数は、人数欄に括弧書き（内数）で記入してください。詳細については、様式3の備考欄をご参照ください。
5	・基本設計業務を受注した場合、実施設計業務、工事監理の応募も可能か。	・質問No1の回答をご参考ください。
6	・基本設計業務のみでも、労災の加入が必要か。	・労働者災害補償保険への加入が必要です。詳細については、特記仕様書P7(11)をご参照ください。
7	・(様式2)事務所の業務実績について、共同企業体を結成する場合、全社提出する必要がありますか。	・質問No4の回答をご参考ください。

8	・審査員について、公表されていないようですが、どのような構成となっていますか。実施要領 6. 参加に対する制限 (2) に該当するかかりかねます。	・金武町ホームページ（ファイル名：金武町複合庁舎建設基本設計業務プロポーザル審査委員会委員名簿）に掲載しましたのでご参照ください。
9	・審査委員はどのような方を選任する予定でしょうか。町職員のみで構成される予定でしょうか。	・質問 No8 の回答をご参照ください。
10	・実施設計者、監理者の選定はどのように考えていますでしょうか。随意契約になりますでしょうか。	・質問 No2 の回答をご参照ください。
11	・「金武町複合庁舎建設基本設計業務 プロポーザル実施要領」P4 注 1 の「第 15 条の定義」は、「第 16 条の定義」と扱って宜しいでしょうか。 また、注 2 の国土交通省告示第 15 号は 98 号として宜しいでしょうか。	・ご指摘のとおり取扱いをお願いします。 ※注 1 について・・・国土交通省大臣官房官庁営繕部長通知（令和 3 年 3 月 30 日付け国営官第 588 号）のとおりです。 ※注 2 について・・・国土交通省告示第 98 号（平成 31 年 1 月 21 日付け）のとおりです。